

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり

1 月号

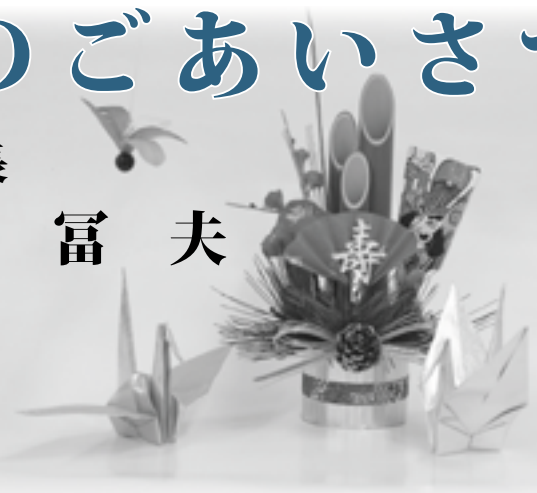
2008（平成20）年
No. 40

嵩山中腹の岩屋権現では、お正月にたかれる火でもちを焼いて食べ、一年間の無病息災を願う行事があります。今年のお正月は天気にも恵まれ、持参したもちを焼く家族連れでにぎわいました。

新春のごあいさつ

周防大島町長

中本 富夫



謹んで新年のお喜びを申し上げます。
町民の皆様におかれましては、夢と希望に満ちた輝かしい新春を健やかに迎えになられたことと存じます。常日頃から町政の推進につきましまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の社会情勢は回復基調にあるといわれるものの、国全体では依然として厳しい財政状況にあり、各種の構造改革への取り組みにより硬直化した財政の立て直しを迫られております。

このような状況にあつて、大島郡四町が新たな枠組みでの合併から早三年余りを経過いたしました今日、合併の真価が問われる中で、地方自治の新たな時代を切り拓き、複雑・多様化する住民ニーズに因應するためには、これまでの「画一」、「一律」、「硬直」から脱皮し、真に町民の幸せと町勢の発展を目指していかねばなりません。

このため、実施可能なものについては早期に実行に移し、また改革の着実な推進を図るため、本町の公共事業評価による事業コストの削減や行政組織機構改革、集中改革プラン及び指定管理者制度の導入によって民間活力を活かしながら、地域特性を生かした町政運営に取り組んでいるところであります。

私も新生「周防大島町」の初代町長に就任して、今年の十一月には一期四年の任期を迎えます。合併前、旧町からの引き継ぎ事業でありました最新の設備を備えた「大島斎場」が、昨年の四月から供用開始いたしました。七月には「なみだ船」、「アンコ椿は恋の花」などのヒット曲で知られる本町出身の作詞家・星野哲郎先生を顕彰する記念館が、東和総合支所と併設して竣工し、星野先生をはじめ日本歌謡界最高峰の演歌歌手をお迎えしてオープンいたしました。これからも星野先生の歌とその偉業が末永く多くの国民に愛されますようお祈りするものであります。

供用開始が急がれておりました「周防大島町環境センター」（一般廃棄物最終処分場及びリサイクルセンター）が昨年の十二月に竣工し、ごみの適性処理や適切な分別による再資源化など、環境にやさしい共生社会の創造を目指し、本年三月から本格稼働となります。また、山口県が建設中の「大島防災センター（仮称）」が、本年中に久賀庁舎東隣に完成予定となっており、防災拠点施設として地域の防災体制の充実強化と、住民の安心・安全の確保に努めて参りたいと思っております。

これからも、町民の皆様方との相互理解を深め手を携え、明るく安心して快適な暮らしができるまちづくり、粉骨砕身努力して参る所存でございますので、何とぞ格別のお力添えをお願い申し上げます。

終わりに、新しい年が町民皆様にとって、幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

周防大島町環境センター完成

国の交付金事業で建設を進めていた周防大島町環境センターが、西安下庄大泊地区に完成し、12月16日に竣工式が行われました。

環境センターは、廃棄物循環型社会構築の環境づくりを推進するリサイクル施設（処理能力1日8トン）と環境に配慮した最終処分場（埋立容量1万6千立方メートル）で構成する複合施設です。

リサイクル施設は、町内から出される不燃系の粗大ごみ、缶類、ビン類、ペットボトルなどを再資源化し、埋立物を極力少なくするための施設です。最終処分場は、全国的に見ても先進的な埋立地全体を建物で覆う構造で、埋立ごみの適正処分と周辺環境の保全を図ることができます。

この環境センターは、平成20年3月から本稼動しますが、大切な施設を効率的により長く使うためには、これまでどおりしっかりとした分別とルールを守っていただくことが必要です。今後ともご協力をお願いします。

■問い合わせ／環境施設課

☎ 79・1012

環境センター ☎ 77・0333



竣工式（12月16日）

◆リサイクル施設



◆選別・減量、減容化

選別された缶類、ペットボトル、容器包装プラスチック、ビン類は、再資源化します。不燃ごみ・粗大ごみは、細かく碎き鉄類を再資源化し、リサイクルできないものを埋立処分します。



◆最終処分場

処分場の内部は漏水を防止するため二重の遮水シート構造になっています。埋立物の安定化を図るための散水は、適正に処理され繰り返し使うことで完全無放流化（クローズドシステム）により安心・安全な最終処分場となっています。



税務申告相談所の開設について

本年の確定申告、町県民税・国民健康保険税・介護保険料、後期高齢者医療保険料等の申告相談は下表の日程で会場を開設します。なお、対象地区での相談日が都合の悪い方は、どこかお近くの相談所に日程をご確認のうえおいでください。申告についての詳細は、別に配布してある「申告案内(申告書付き)」をご覧ください。各会場でご相談員にご相談ください。

税務課からのお願い

申告相談所開設期間中は、税務課・各総合支所では、担当職員が各相談所の事務に従事して出払いますので、通常の税務業務のみとさせていただきます。申告書の提出の受付や簡易な説明を除いて申告相談は受け付けませんので、各地区ごとに開設する申告相談所においていただきますようお願いいたします。

必ず町県民税等の申告書を提出するようにお願いします。確定申告をした方、サラリーマンで年末調整の済んだ方などは町県民税等の申告は必要ありません。

なお申告をされませんと各種申請に必要な所得証明などが交付できませんし、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料等の軽減措置が受けられません。扶養の認定、年金の裁定請求や免除申請にも所得の証明(申告)が必要になります。

問い合わせ

税務課 ☎ 74-1008

◆旧大島町域

月・日	曜日	対象地区	相談時間	会場
2月14日	木	小山田北、寺家、東畑 小山田南、西畑	9:30~16:00	蒲野農村環境改善センター
2月15日	金	中塚、前港、西の郷 流東、流西、小平	9:30~16:00	
2月16日	土	—	—	—
2月17日	日	—	—	—
2月18日	月	東浜北 東浜南、後港	9:30~16:00	蒲野農村環境改善センター
2月19日	火	蔵本、明神松(東・西) 三浦中村、新屋敷、西田	9:30~16:00	
2月20日	水	新開、松ヶ崎、金屋、唐樋 安迫、水車、砂堀、 小方、五反田	9:30~16:00	第十分団消防機庫
2月21日	木	小松中田 手崎、明新、屋代中田	9:30~16:00	役場大島庁舎 (1階会議室)
2月22日	金	宮の下、北石 沖石	9:30~16:00	
2月23日	土	—	—	—
2月24日	日	—	—	—
2月25日	月	(上・中・下)片山	9:30~16:00	役場大島庁舎 (1階会議室)
2月26日	火	笠佐	9:00~11:00	
2月26日	火	確定申告 旧大島町全域	9:30~16:00	大島文化センター (2階研修室)
2月27日	水	出井(川窪、中間地) 出井(天神東、明神、追通)	9:30~16:00	出井老人憩いの家
2月28日	木	横見(森添、大歳) 横見(塩田)	9:30~16:00	横見老人憩いの家
2月29日	金	日見(浜、塩町、木原) 日見(奥田中、里)	9:30~16:00	日見公会堂
3月1日	土	—	—	—
3月2日	日	—	—	—
3月3日	月	家房(大東、久保) 家房(家房原、割石)	9:30~16:00	家房老人憩いの家
3月4日	火	志佐(浜西、浜東) 志佐(郷串、上湯所、下湯所)	9:30~16:00	志佐老人憩いの家
3月5日	水	神領、中、原 田中、銅、郷の坪	9:30~16:00	神領コミュニティセンター
3月6日	木	徳神、吉井、上砂田、 砂田、下砂田	9:30~16:00	JA山口大島農協 (周防大島支所)
3月7日	金	吉兼、上北迫、下北迫、東北迫 川地、羽越、石小田、先小田 中小田、和田	9:30~16:00	
3月8日	土	—	—	—
3月9日	日	—	—	—
3月10日	月	戸田(立石、皆地、赤石) 戸田(中浜、下庄、西浜)	9:30~16:00	沖浦農村環境改善センター
3月11日	火	戸田(迎原、原定) 戸田(久保庄、坂本)	9:30~16:00	
3月12日	水	棟畑、屋代中村、奥村 石原、櫻原、自光寺	9:30~16:00	屋代山泉センター
3月13日	木	北(西・中・東) 北二(西・東)	9:30~16:00	小松コミュニティセンター
3月14日	金	瀬戸、南一 南二、南三	9:30~16:00	
3月15日	土	—	—	—
3月16日	日	—	—	—
3月17日	月	(各班へ支援)	—	—

◆旧久賀町域

月・日	曜日	対象地区	相談時間	会場
2月14日	木	(大島班および東和班へ支援)	—	—
2月15日	金	(大島班および東和班へ支援)	—	—
2月16日	土	—	—	—
2月17日	日	—	—	—
2月18日	月	白石 大崎	9:30~16:00	大崎公会堂
2月19日	火	(大島班および橋班へ支援)	—	—
2月20日	水	(大島班および橋班へ支援)	—	—
2月21日	木	確定申告 旧久賀町全域	9:30~16:00	久賀総合センター (2階大会議室)
2月22日	金	山田下 山田中	9:30~16:00	山田公会堂
2月23日	土	—	—	—
2月24日	日	—	—	—
2月25日	月	山田上	9:30~16:00	山田公会堂
2月26日	火	前島 久保河内上	9:00~11:00 9:30~16:00	前島公民館
2月27日	水	畑能庄 久保河内下	9:30~16:00	久業会館
2月28日	木	向町、仲町 八幡上、八幡下	9:30~16:00	久賀ふるさと館 (2階集会所)
2月29日	金	洲崎、港町、戎町 上本町、本町、古町	9:30~16:00	—
3月1日	土	—	—	—
3月2日	日	—	—	—
3月3日	月	山下浜東1区 山下浜東2区、山下浜西1区	9:30~16:00	棕野北地区学習会館
3月4日	火	山下浜西2区、西ヶ原	9:30~16:00	棕野公民館
3月5日	水	花田道面、平原大畑 木屋原	9:30~16:00	
3月6日	木	久保田中郷 大元	9:30~16:00	久賀総合センター (2階講義室)
3月7日	金	向津原 東下津原、東中津原	9:30~16:00	—
3月8日	土	—	—	—
3月9日	日	—	—	—
3月10日	月	(東・西)天満町 西中津原、上津原	9:30~16:00	久賀総合センター (2階講義室)
3月11日	火	新開東、丸山 新開西	9:30~16:00	
3月12日	水	中瀬田	9:30~16:00	—
3月13日	木	流田 佐古、庄地	9:30~16:00	—
3月14日	金	宗光東 宗光西	9:30~16:00	—
3月15日	土	—	—	—
3月16日	日	—	—	—
3月17日	月	(東和班へ支援)	—	—

柳井税務署からのお知らせ

■問い合わせ/柳井税務署
☎0820(22)0277

平成19年分所得税確定申告の相談および申告書の受付期間(確定申告期間)は
平成20年2月18日(月)から3月17日(月)までです。

税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、相談および窓口での申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。なお、申告書は郵送等または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

※還付申告の方は、平成20年2月15日(金)以前でも申告書を提出することができます。

申告所得税・消費税の納税は安全便利な口座振替をご利用ください。

ご利用にあたっては、各税目ごとに「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を作成し、納期限までに税務署または金融機関に提出していただく必要があります。すでに、口座振替をご利用の方につきましては、新たに提出していただく必要はありません。

確定申告会場の開設日程

地区	開設日	相談時間	会場名
柳井税務署管内全域	2月18日(月)～3月17日(月)	9:00～17:00	柳井税務署
周防大島町 旧橋町域	2月20日(水)	9:30～16:00	橋総合センター 久賀総合センター 東和総合センター 大島文化センター
旧久賀町域	2月21日(木)		
旧東和町域	2月22日(金)		
旧大島町域	2月26日(火)		

◆旧橋町域

月・日	曜日	対象地区	相談時間	会場
2月14日	木	(東和班へ支援)		
2月15日	金	土居(西上) 土居(西下・西中)	9:30～16:00	日良居出張所
2月16日	土	—	—	—
2月17日	日	—	—	—
2月18日	月	土居(東上) 土居(東中・東下)	9:30～16:00	日良居出張所
2月19日	火	日前浜(浜西・浜東、長浜) 日前浜 (浜西中・浜中・日良居団地)	9:30～16:00	
2月20日	水	確定申告 旧橋町全域	9:30～16:00	
2月21日	木	(久賀班へ支援)		
2月22日	金	樽見	8:40～10:40	浮島地区学習等供用施設
		江ノ浦	12:40～14:40	浮島漁村センター
2月23日	土	—	—	—
2月24日	日	—	—	—
2月25日	月	西浦 おれんじヒルズ、長天、田中	9:30～16:00	橋総合センター(集会室)
2月26日	火	塩宇 真宮	9:30～16:00	
2月27日	水	和戸 正分	9:30～16:00	
2月28日	木	日前郷(貞広) 日前郷(大光寺)	9:30～16:00	
2月29日	金	日前郷(新屋上) 日前郷(新屋下)	9:30～16:00	
3月1日	土	—	—	—
3月2日	日	—	—	—
3月3日	月	油良(西) 油良(西中・東中)	9:30～16:00	油良区民館
3月4日	火	油良(東) 油良(郷)	9:30～16:00	油良区民館
3月5日	水	秋(江頭・下開地) 秋(西開地・神田)	9:30～16:00	秋老人憩いの家
3月6日	木	吉浦	9:30～12:00	吉浦区民館
		鹿家	13:30～16:00	鹿家地区農事集会所
3月7日	金	栄	9:30～16:00	安高地区農事集会所
3月8日	土	—	—	—
3月9日	日	—	—	—
3月10日	月	(各班へ支援)		
3月11日	火	原 古城	9:30～16:00	原地区学習等供用施設
3月12日	水	三ツ松(東) 三ツ松(中・西)	9:30～16:00	三ツ松区民館
3月13日	木	庄南 庄北、大泊	9:30～16:00	庄区民館
3月14日	金	安下 源明、川間	9:30～16:00	安下区民館
3月15日	土	—	—	—
3月16日	日	—	—	—
3月17日	月	(各班へ支援)		

◆旧東和町域

月・日	曜日	対象地区	相談時間	会場
2月14日	木	小泊(東・東中・西中・天神) 馬ヶ原、黒谷	9:30～16:00 9:30～16:00	小泊公民館 馬ヶ原公民館
2月15日	金	内入(東・西) 小伊保田	9:30～12:00 13:30～16:00	内入公民館 小伊保田公民館
2月16日	土	—	—	—
2月17日	日	—	—	—
2月18日	月	和田(東泊・西泊) 和田(中泊)	9:30～16:00	和田公民館
2月19日	火	和田(庄東) 和田(庄西・庄里)	9:30～16:00	
2月20日	水	(大島班および橋班へ支援)		
2月21日	木	情	9:30～14:30	情島公民館
2月22日	金	確定申告 旧東和町全域	9:30～16:00	東和総合センター(大ホール)
2月23日	土	—	—	—
2月24日	日	—	—	—
2月25日	月	小積、大積、五条 神浦(東・西)	9:30～12:00 13:30～16:00	海辺の家おつみ 神浦公民館
2月26日	火	(大島班へ支援)		
2月27日	水	地家室(西・中) 地家室(郷・東)	9:30～16:00	地家室公民館
2月28日	木	佐連(東・中) 佐連(西)	9:30～16:00	佐連会館
2月29日	金	沖家室(中・峠・刈山) 沖家室(岡・鼻・南)	9:30～16:00	沖家室公民館
3月1日	土	—	—	—
3月2日	日	—	—	—
3月3日	月	油宇(14区・15区) 油宇(13区・16区)	9:30～16:00	油宇公民館
3月4日	火	油宇(17区・18区) 油宇(19区)	9:30～16:00	
3月5日	水	雨振、伊保田(3区・6区) 伊保田(4区・5区)	9:30～16:00	油田農村環境改善センター
3月6日	木	伊保田(7区・10区) 伊保田(8区・9区・11区)	9:30～16:00	
3月7日	金	和佐(磯・東浜・東中浜) 和佐(西浜・大西・郷)	9:30～16:00	和佐公民館
3月8日	土	—	—	—
3月9日	日	—	—	—
3月10日	月	森(水上・鹿老渡)、 平野(後園・祇園) 森(片上・盛浜・走出)	9:30～16:00	東和総合センター(大ホール)
3月11日	火	平野(塩屋・内浜・江口・鎌田) 平野(為栗・本平野・防河内)	9:30～16:00	
3月12日	水	船越(東・中) 船越(西)	9:30～16:00	船越公民館
3月13日	木	伊崎、外入(西泊) 外入(東泊・郷)	9:30～16:00	白木多目的共同利用施設
3月14日	金	外入(下妙見・宮下) 外入(上妙見・西三下・東三下)	9:30～16:00	
3月15日	土	—	—	—
3月16日	日	—	—	—
3月17日	月	長崎(東・西)、下田中 西方、下田(東・西)	9:30～16:00	西方公民館

新しい周防大島町民生委員児童委員さんが決まりました。

(平成19年12月1日付け、敬称略、任期…平成22年11月末)

◆久賀地区【住所(担当地区)】

岡崎友子【白石(白石、大崎)】

浜野佳代子【山田下(山田上、山田中、山田下)】

浜中高男【向町(向津原、向町)】

久保田勇治【八幡上(八幡上、八幡下、仲町)】

仲町幸一【洲崎(洲崎、港町、戎町)】

山田松幸【本町(上本町、本町、古町)】

金本 豊【東下津原(東天満町、西天満町、東下津原)】

鶴田聡子【東中津原(東中津原、西中津原)】

西田 薫【久保河内上(久保河内上、久保河内下、畑能庄)】

川田俊雄【新開西(新開東、新開西)】

小泉作一【中瀬田(中瀬田、上津原)】

岡本尚子【流田(丸山、流田、佐古)】

山村美代子【庄地(宗光東、宗光西、庄地)】

山中美代子【前島(前島)】

岡本静江【久保田中郷(久保田中郷、花田道面、平原大畑)】

原 清【大元(山下浜東1区、大元、木屋原)】

河村 勤【山下浜西2区(山下浜西1区、2区、山下浜東2区、西ヶ原)】

◆主任児童委員
岡本清弘【宗光西(久賀地区全域)】

大洲昭子【東天満町(久賀地区全域)】

◆大島地区【住所(担当地区)】

岡本頼之【中塚(東浜北、東浜南、中塚)】

田村泰成【小山田北(前港、後港、小山田北、小山田南)】

田村恵子【流東(流東、流西、小平)】

西村和徳【蔵本(蔵本、明神松東、明神松西)】

松村和敏【三浦中村(西の郷、三浦中村、新屋敷、西田)】

楠 歳幸【自光寺(棟畑、屋代中村、奥村、石原、櫻原、自光寺)】

木元雅洋【原(神領、中、原、田中、銅)】

吉永明代【吉井(徳神、吉井、吉兼、郷の坪)】

桐元一成【東北迫(上砂田、砂田、下砂田、川地、羽越、上北迫、下北迫、東北迫)】

村田満晴【和田(中小田、和田、屋代中田)】

山村敦子【北一東(瀬戸、北一西、北一東)】

田中悦子【南一(笠佐、南三、南二、南一)】

佐藤春夫【明新(明新、新開)】

池田 明【安迫(安迫、水車、砂堀、小方)】

福田みち糸【五反田(松ヶ崎、金屋、

唐樋、五反田)】

串元和子【郷串(郷串、浜西)】

中村節子【浜東(浜東、上湯所、下湯所)】

川本 弘【家房原(大東、久保、家房原、割石)】

西村俊幸【明神(川窪、中開地、天神東、明神、追通)】

珠山知子【中浜(赤石、中浜、迎原、原定)】

宮本 明【西浜(久保庄、下庄、坂本、西浜)】

原田雅子【森添(森添、大歳、塩田)】

中原正人【塩町(浜、塩町)】

大迫美夫【里(奥田中、木原、里)】

◆主任児童委員
庄田順子【新開(大島地区全域)】

◆東和地区【住所(担当地区)】

磯元茂子【情(情1区)】

岡本良夫【雨振(雨振2区)】

矢野朝子【伊保田4区(伊保田3区、4区、5区)】

岸田邦子【伊保田9区(伊保田6区、7区、8区、9区の一部)】

西山和代【伊保田10区(伊保田9区の一部、10区、11区)】

石崎克彦【油宇19区(油宇18区、19区)】

福田公子【油宇16区(油宇15区、16区、

17区)】
石橋ヒロミ【油宇18区(油宇13区、14区)】

長尾玲子【馬ヶ原(馬ヶ原20区)】

村上文朗【和田庄東(和田東泊、西泊、中泊)】

沖手昭夫【和田庄東(和田庄里、庄西、庄東)】

秋本 悟【内入東(内入全域)】

中山 勉【小泊天神(小泊全域)】

山崎 正【和佐磯(和佐磯、東浜、東中浜)】

松田正則【和佐大西(和佐郷、大西、西浜)】

尾崎健治【神浦東(神浦全域)】

矢野 泉【森鹿老渡(森全域)】

杉山信正【平野祇園(平野後園、祇園、鎌田、塩屋、内浜)】

石崎 稔【平野為栗(平野江口、本平野、為栗、防河内)】

金本幸雄【小積(小積全域)】

川岡善三【大積(大積全域)】

丸一治郎【長崎東(西方、長崎)】

浜福守真【下田中(下田全域、白寿苑含む)】

大丸栄子【船越東(船越全域)】

松江新一【外入下妙見(外入上妙見、下妙見、宮下)】

山西久雄【外入西三下(外入東三下、西三下、郷)】

田中キミ子【外入東泊(外入西泊、東泊)】

叶井和夫【伊崎(伊崎全域)】

浅原 豊【地家室中(地家室全域)】

- 浜田真一【佐連中（佐連全域）】
- 石丸良雄【沖家室刈山（沖家室鼻岡）】
- 戎崎幸夫【沖家室峠（沖家室刈山、峠）】
- ◆主任児童委員
- 桑野ふじ枝【伊保田5区（東和地区全域）】
- 古田紹雄【外人宮下（東和地区全域）】
- ◆橘地区【住所（担当地区）】
- 星出チセコ【鹿家（鹿家）】
- 村川照敏【栄（栄）】
- 松野俊秀【安高（安高）】
- 浦上卓三【原（原）】
- 岩田まゆみ【原（原）】
- 村谷照子【古城（古城）】
- 網本美知子【和戸（和戸）】
- 天河都子【和戸（和戸）】
- 福井克雄【塩宇（塩宇）】
- 岡本進之【西浦（西浦）】
- 吉村光枝【真宮（真宮）】
- 松岡幸子【正分（正分、おれんじヒルズ）】
- 安本明代【安下（長天、安下）】
- 大野郁夫【川間（源明、川間、田中）】
- 大原智津子【三ツ松東（三ツ松東）】
- 河崎十祈男【三ツ松中（三ツ松中）】
- 松岡彩子【三ツ松西（三ツ松西）】
- 足立真澄【庄北（庄南、庄北）】
- 西本新治【大泊（大泊）】
- 伊東喜美子【吉浦（吉浦、江頭）】
- 佐本 求【神田（下開地、西開地、神田）】
- 広津加代子【貞広（貞広、大光寺）】
- 杉原信夫【新屋上（新屋上、新屋下）】
- 中原 忍【浜西（長浜、浜西、浜西中）】

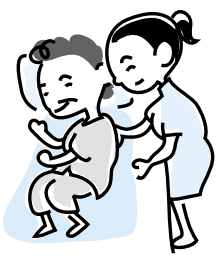


◆社会福祉功労者に対する
厚生労働大臣表彰
村川 照敏さん（栄）
（民生委員・児童委員）

表彰

※なお、一部決まっていない地区があります。また、氏名は常用漢字で掲載しています。

- 大田豊子【浜東（浜中、浜東、日良居団地）】
- 浜本恭子【土居西中（土居西上、西下、西中）】
- 小村忠士【土居東上（土居東中、東上、東下）】
- 久保昭男【油良西中（油良西、西中）】
- 平井希彦【油良東（油良東、東中、郷）】
- 山根敏美【江ノ浦東（江ノ浦）】
- 岡田悦子【樽見（樽見）】
- ◆主任児童委員
- 正木能婦子【真宮（橘地区全域）】
- 安本幸子【安下（橘地区全域）】



「訪問看護」をご存知ですか？

訪問看護は、看護師等がご家庭を訪問し、療養のご相談・お手伝いや、主治医の指示、連携のもとに医療的なケアを行うことなどをいいます。
在宅で療養してゆく皆様が、安心して生活できるように、またその人の生活スタイルや希望を最大限に実現していけるように。
看護師ならではの知識と技術、そして『よりよいくらしのために少しでもお役に立ちたい！』という真心をもって、療養生活を支援していきたいと思っています。

Q1 訪問看護はどんな人が受けられるの？

疾病・障害をもち、療養をしながらご家庭で生活されている方。
ご本人だけでなく、そのご家族の相談・支援もします。

Q2 訪問看護って何をしてくれるの？

- かかりつけの医師と連絡をとり、心身の状態に応じて次のようなケアを行います。
- 健康状態の観察と助言
- 日常生活の看護（清拭・洗髪・食事・排泄の介助等）
- リハビリテーション
- 療養の支援（服薬指導・管理、床ずれ、創部の処置、主治医の指示

による処置等）

Q3 訪問看護を行っている機関は？

- 療養環境改善のアドバイス（住宅改修、福祉用具導入のアドバイス）
- 介護者の相談
- 終末期の看護
- 訪問看護ステーションおおしま（看護師4名勤務）
小松125・2
- 訪問看護ステーションおおしま（看護師3名、作業療法士1名勤務）
西安下庄3920・17

平成20年4月から国民健康保険税が変わります。

国は、急速な少子高齢化が進む中で、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものにするために、「医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保することを目的として、平成18年6月に「医療制度改革関連法」を成立させました。平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、現行の老人保健法にかわり新たに独立した医療制度（後期高齢者医療制度）がはじまります。それに伴い、国民健康保険制度も大幅に改正が行われます。国民健康保険税に係る主な改正点は次の3点です。

国民健康保険の加入者は75歳未満に

国民健康保険の加入者（被保険者）は、75歳未満の人です。75歳（一定の障害のある人は65歳）になると新たに後期高齢者医療制度に加入することになり、国民健康保険から外れます。

国民健康保険税は3区分化で課税

国民健康保険に加入している人（被保険者）を対象に

- ① 医療保険分
- ② 後期高齢者支援金分（新設）
- ③ 介護保険分（40歳から64歳の人のみ）

①②③の3つの合計額が、国民健康保険税として世帯主に課税され

ます。
※なお、税率等詳細については、決まり次第お知らせします。

65歳以上の方の保険税は年金からの特別徴収（天引き）に

世帯主を含む国民健康保険に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満で、次の2つの条件を満たす場合、国民健康保険税は世帯主の年金から特別徴収（天引き）となります。

- ① 世帯主が年額18万円以上の年金をもらっている場合
 - ② 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合
- ※①②以外の場合は、いままでどおりの納付となります。

例1	世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳の場合	→	特別徴収
例2	世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳の場合	→	普通徴収
例3	世帯主（後期高齢、擬制世帯主）78歳、妻（国保）68歳の場合	→	普通徴収
例4	世帯主（社保、擬制世帯主）72歳、妻（国保）69歳の場合	→	普通徴収
例5	世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳の場合	→	普通徴収
例6	世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（社保）41歳の場合	→	特別徴収

◆問い合わせ／税務課
☎74-1008



4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
仮徴収			本徴収		
前年度の国保税をもとに納付			前年度の所得等をもとに年間の国保税を算出。年間国保税から4月・6月・8月に仮徴収された国保税を除いた金額を10月・12月・2月の3回に分けて納付。		

※介護保険料が天引きされている年金から天引きされます。

在日米軍の再編と 再編交付金について お知らせします

Q 在日米軍再編は、なぜ必要なのですか？

A 在日米軍の再編は、抑止力の維持を図りつつ、米軍基地が集中する沖縄をはじめとする基地周辺の負担を軽減するため、在日米軍や自衛隊の配置等を見直すためのものです。

Q 岩国飛行場の具体的な再編の内容は？

A 平成 18 年 5 月 1 日に日米安全保障協議委員会において「再編実施のための日米のロードマップ」が承認され、岩国飛行場に関して主なものは、以下のとおりとなっています。

厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等（抜粋）

- 空母艦載機部隊である第 5 空母航空団（59 機）を、2014 年までに厚木飛行場から岩国飛行場に移駐
- 海上自衛隊の航空機（17 機）を岩国飛行場から厚木飛行場へ移駐
- 普天間飛行場の KC-130（12 機）は、岩国飛行場を拠点（訓練および運用のため、海自鹿屋基地およびグアムの米軍基地に定期的にローテーションで展開）
- 海兵隊 CH-53D（8 機）は、岩国飛行場からグアムに移駐
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

Q 日本政府による在日米軍再編の実施方針の閣議決定の内容は？

A 平成 18 年 5 月 30 日に、在日米軍再編を実施するため、必要な措置をとる政府方針を正式に決めるための閣議決定の内容は以下のとおりです。（抜粋）

- 再編関連措置については、ロードマップに示された実施時期を踏まえ、着実に実施する。
- 再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、わが国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施する。

現在、米国は、テロなどの新たな脅威に即応できる態勢づくりなどのため、世界に展開している米軍の再編を進めています。在日米軍再編は、この世界規模で進められている米軍再編の一環であり、岩国飛行場も、この再編と深く関わっています。

今月号からシリーズで、Q & A 方式により、岩国飛行場の再編およびこれに伴う再編交付金についてお知らせします。

Q なぜ、再編交付金が交付されるのですか？

A 在日米軍の再編による平和と安全の利益は、国民が等しく受けますが、そのための負担は一部の地域が負うことになります。

再編交付金は、負担を受け入れる市町村が、公共用の施設の整備その他住民の利便性の向上などの事業を行うために交付されるものです。

Q 周防大島町には、いくら交付されるのですか？

A 本町では、平成 19 年度から平成 30 年度までの 12 年間で、約 16 億円を見込んでいます。今年度については、4,937 万 7 千円の内示を受けています。

Q 平成 19 年度の再編交付金の活用方法は？

A 少子化が進む本町において、子どもを育てやすい環境を整備するため、全町的に早期に事業効果が見込める小学 1 年生から小学 6 年生までの医療費の無料化を図る「ちびっ子医療費助成制度」を実施するための基金を、平成 19 年度再編交付金 4,937 万 7 千円により造成することが 12 月議会で議決されました。

ちびっ子医療費助成制度は、原油の高騰などにより、住民生活への影響が出ている中で、医療費の負担を軽減することにより、子育て世代を応援し、若者が住みやすい町を目指すもので、事業期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間としています。

※ちびっ子医療費助成制度は、小学 1 年生から 6 年生までの父母の市町村民税所得割の額が、13 万 6 千 7 百円を超えないものとする所得制限があります。

◆問い合わせ／総務課 ☎ 7 4 - 1 0 0 0

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題



手づくり門松でお正月

周防大島文化交流センターで12月22日、ミニ門松づくり教室が開催されました。町内から20人が参加し、松や竹、梅、南天などを使って、高さ40～50センチのミニ門松をつくりました。参加者の一人は「手づくりの門松は既製品にはない味がある。これからは毎年つくりたい」と話していました。



三蒲中継所

久賀をスタート



周防大島町出初式

1月5日、久賀総合センターで周防大島町消防出初式が行われました。式典に先立って、久賀支部団が商店街で観閲行進を行いました。式典には約220名の消防団員が出席し、防災への決意を新たにしました。



冬の大会 タスキでつなぐ

12月23日、年末恒例の大島一周駅伝競走大会が開催されました。第61回となる大会では一般の部と高校の部の第一区走者が久賀庁舎前を一齐にスタート。前日からの雨もあがり、暖かい朝となった大島の8区間をタスキをつないで駆け抜けました。第61回中学校男子駅伝、第25回女子駅伝は逗子ヶ浜をスタートし、久賀までの6区間で健脚を競いました。

平成 19 年度 成人式



久賀地区



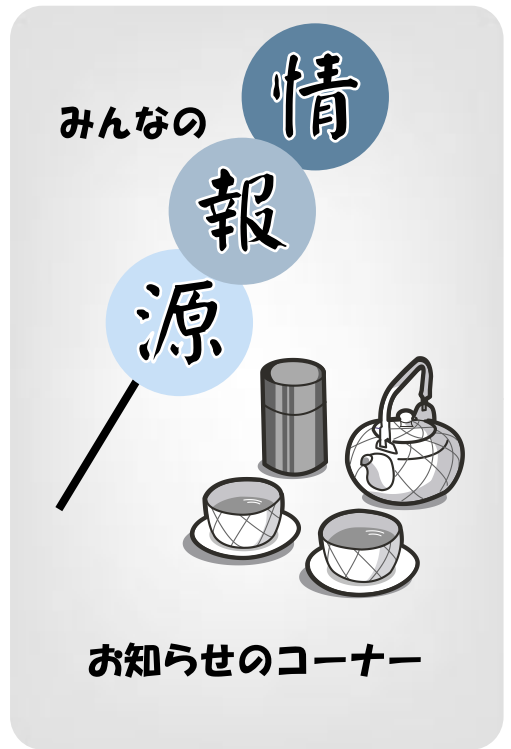
大島地区



東和地区



橘地区



募集

平成20年度保育所(園)の園児募集

■保育所へ入所できる基準／
母親が仕事に従事している
場合や出産、病気、心身障
害あるいは家族の病人介護
等で十分な保育を家庭で受
けることができない児童。
■申し込み・手続き／
入所申込書等は役場福祉課
・各総合支所・各出張所・
各保育所(園)に備え付け
てあります。
■添付書類／
・家庭内および家庭外で仕事
に従事している証明(就労証

明)

・出産前後の場合は母子手帳
の写し
・病气看護の場合は診断書
・給与所得者の場合は平成19
年分の源泉徴収票の写し
・確定申告の場合は平成19年
分の確定申告書の写し

■受付期限／2月29日(金)
■問い合わせ／
福祉課 ☎77・5505

認知症予防のファシリ
テーター(支援者)募集

認知症予防プログラム(教室)が円滑に進むように、教室を支援していただけるファシリテーター(支援者)を募集しています。

■対象者／
①町内在住の60歳未満の方

②次の養成講座を全日程受講できる方
③養成講座修了後、認知症予防の支援者としてボランティア活動していただける方

◆ファシリテーター養成講座について

○日時／
2月末～3月上旬のうち
4日間
午前10時～午後4時
○場所／
しまとびあスカイセンタ
ー(小松、周防大島町役
場大島庁舎隣り)

○内容／

「認知症について」「認知症予防の方法と予防活動の実践」等

■活動内容／

高齢者を対象とした認知症予防プログラムの進行の支援

■募集人員／20名程度

※養成講座修了者の中からファシリテーターを選考します。

■活動期間／

6月～9月の4か月間
週1回 2時間程度

■募集期間／

1月15日(火)～2月15日(金)

■募集方法／

住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、800字(原稿用紙2枚程度)の参加希望理由または地域での取り組み等を健康増進課へ持参郵送またはFAXしてください。

■問い合わせ／健康増進課
(たちはなケアプラザ内)

周防大島町西安下庄
☎77・5504
ファックス
77・5111

町職員の異動

【退職】(所属)

- ◆岡原由利(大島教育支所)
(12月1日付け)
- ◆池村福太郎(生活衛生課)
(12月10日付け)
- ◆川野一郎(税務課)
(12月31日付け)

裁判員制度Q & A



Q 裁判員は、法廷で何をしますか？

A 裁判官と一緒に審理に出席していただきます。
裁判員は、裁判官と一緒に、公開の法廷での刑事事件の審理(これを「公判」といいます。)に出席します。公判では、証拠として提出された凶器などの物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員も、証人や被告人に質問することができます。また、裁判員制度での審理は、法律実務の専門家でない皆さんに参加していただくために、裁判員の方にできる限り負担のかからないような工夫がなされます。例えば、争点の判断に必要な証拠を厳選して証拠調べを行うなど、できる限り法定での審理を見たり聞いたりするだけで事件の内容を理解できるように工夫された審理が行われます。

テーマ別介護講座(後期)

■日時／

・第1回 2月19日(火)

「体位変換と姿勢保持」

・第2回 2月27日(水)

「移乗介護の方法」

・第3回 3月4日(火)

「身体の清潔介護」

・第4回 3月13日(木)

「着脱介護の方法」

・第5回 3月17日(月)

「まとめ」

※時間は午後1時～4時

■開催場所／

山口県周防大島介護実習普及センター

■申し込み方法／

受講申込書に必要事項を記入のうえ、2月7日(木)までにセンターまで郵送またはファックスで申し込んでください。

■問い合わせ／

山口県周防大島介護実習普及センター

☎79・2300

相談

特設人権相談所

■日時／2月4日(月)

午前9時30分～正午

■場所／橘総合センター

■担当者／人権擁護委員

※相談内容については秘密を厳守します。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせ／福祉課

☎77・5505

弁護士無料法律相談会

柳井地域では、山口県法テラス山口との共催により弁護士無料法律相談会を開催します。

※柳井地域・柳井市、平生町、田布施町、上関町、周防大島町

■開催日時／

2月15日(金)

午後1時30分～4時30分

2月16日(土)

午後1時30分～4時30分

■開催場所／

柳井市文化福祉会館

(柳井市体育館横)

■相談内容／

多重債務および民事一般の相談

■相談定員／

15日(12名)、16日(12名)

■申込方法／

事前に電話で予約する

■予約受付期間／

1月22日(火)から定員に達する日まで

午前9時～午後5時

(土・日曜日、祝日を除く)

■予約先／

山口県民生活課

☎083(933)2608

または町商工観光課

☎79・1003

※多重債務についての相談先等の問い合わせは、当日電話でも受け付けています。(ただし、弁護士による対応ではありません。)当日☎0820(22)2120(臨時電話)

司法書士サラ金・ヤミ金無料電話相談会

■日時／

2月2日(土)、3月1日(土)

午前10時～午後4時

■相談受付電話番号／

0120(003)821

■内容／

消費者金融・信販会社・銀行等への月々の返済で困りの方に、具体的な問題解決に向けた債務整理手続きの紹介等のアドバイスをします。

■問い合わせ／

山口県青年司法書士協議会

☎0835(22)6533

めざせ! かしこい消費者

展示会での呉服販売トラブル

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

【相談】

3日前、友人に誘われて着物の展示会に行った。販売員に取り囲まれ、着物や宝石を次々と勧められ、断り切れずに契約をしたが高額な買い物をしたことを後悔している。解約したい。

【処理】

展示会場で着物等を契約するまでの状況を確認したところ、特定商取引法の訪問販売に該当するので、クーリング・オフの手続きを助言した。

【ワンポイント講座】

「見るだけでいいから」と誘われ着物の展示会に出かけたところ、販売員に取り囲まれるなど、強引に高額な呉服や貴金属を契約させられたという相談が、高齢の女性から寄せられています。一度契約すると繰り返し勧誘を受け、契約総額がとが大切です。

展示会場で何人もの販売員に囲まれ、自由に商品を選べない状況であれば、特定商取引法の訪問販売に該当する可能性があります。展示会場で何人もの販売員に囲まれ、自由に商品を選べない状況であれば、特定商取引法の訪問販売に該当する可能性があります。展示会場で何人もの販売員に囲まれ、自由に商品を選べない状況であれば、特定商取引法の訪問販売に該当する可能性があります。

お知らせ

図書館休館のお知らせ

蔵書点検・火災報知器修理のため、東和図書館を休館します。

■期間

1月21日(月)～1月30日(水)

※本の返却については、返却ボックスをご利用ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

■問い合わせ／東和図書館
☎78・0629

母子寡婦福祉資金貸付制度のご案内

山口県では母子家庭の母親または寡婦の方が扶養しているお子様が、入学や就職の際に必要な経費や入学後にかかる修学費について無利子で貸付を行っています。

主な資金は就学支度資金・修学資金・修業資金・就職支度資金です。資金の貸付を希望される方は、東部社会福祉事務所・母子寡婦福祉係(☎79・0138)にご相談ください。

■資金名および貸付額

※高校については自宅通学を対象とする。

○就学支度資金

- ・高校公立 7万5千円
- ・高校私立 41万円
- ・大学・短大公立 38万円
- ・大学・短大私立 59万円

○修学資金

- ・高校公立 1万8千円
- ・高校私立 3万円
- ・短大公立 5万1千円
- ・短大私立 6万円
- ・大学公立 5万1千円
- ・大学私立 6万4千円

○修業資金

(修業期間3年以内)

- 就職支度金(母子家庭のみ) 10万円
- 月額 5万円

■必要な書類

- ・母と子の戸籍謄本
- ・住民票(記載事項が省略されていないもの)
- ・その他、貸付資金ごとに必要となる書類

■問い合わせ

東部社会福祉事務所(大島分室)
母子寡婦福祉係
☎79・0138

伊保田港フェリー発着時刻の変更について

広報12月号で伊保田港発着のフェリーの時刻変更とドックによる運休をお知らせしましたが、再度次のとおり変更になりました。

2月11日(月)から2月27日(水)の期間にフェリーを利用される方は次の時刻表をご利用ください。

柳井港発	伊保田港発	三津浜港着
00:30	01:49	03:00
07:10	08:29	09:40
12:40	13:59	15:10
18:25	19:44	20:55

三津浜港発	伊保田港発	柳井港着
03:40	04:56	06:10
09:50	11:06	12:20
15:20	16:36	17:50
21:30	22:46	00:00

また、「しらきさん」ドックのため、2月28日(木)伊保田港発の0時9分三津浜行きから3月7日(金)0時9分三津浜行きの便まで運休となり、伊保田港には寄港しませんのでご注意ください。

■問い合わせ

周防大島松山フェリー株式会社
☎75・1575

上下水道課からのお知らせ

○排水設備工事はお済みですか

台所、風呂場やトイレなどから流される汚水を、下水道へ排除するための宅地内の排水管や枡などを排水設備といいます。排水設備は、個人の負担でつくり、管理していただく私設の下水道で、個人の大切な財産です。

下水道が整備され利用できるようになった地域では、3年以内水洗便所への改造をお願いします。また、台所や風呂場などから出る汚水は、すみやかに下水道への接続をお願いします。

○排水設備工事は、排水設備指定工事店で

周防大島町では、排水設備工事に必要な専門的な知識と技術を持った技術者を登録し、この技術者のいる工事店を、排水設備「指定工事店」として指定しています。排水管の布設やトイレの改造工事は、正しく行われないと配管が詰まったり、故障の原因となったりして、日常生活に支障が生じ、下水道の機能にも悪影響を与える恐れがあります。このため、必ず「指定工事店」で排水設備工事を行ってください。

○排水設備指定工事店の新規指定について

排水設備指定工事店の新規指定の募集を2月中に行います。3月に審査し、4月1日に指定し、排水設備工事が行えるようになります。平成20年度は、今回の募集しか行いませんので、期間内の申請をお願いします。

○排水設備指定工事店の更新について

排水設備指定工事店の更新の受付を行います。役場から1月下旬に申請書類を送付しますので、2月中に関係書類を添えて申請してください。

4月1日から新しい工事店証をお渡ししますが、この際、更新手数料として3千円必要となります。

※不明な点がありましたら、上下水道課(☎79・1011)へご連絡ください。

区分	基本料金 (2か月につき)		超過料金 (超過水量1m ³ につき)		
	基本水量	基本料金	12m ³ を超え 40m ³ まで	40m ³ を超え 60m ³ まで	60m ³ を超え
一般用	12m ³	2,200円	210円	160円	140円

今年4月1日から下水道使用料が次のように改正されます。

今年4月1日 下水道使用料が 変わります

○主な改正点

- ・基本料金が、1,800円から2,200円に
- ・超過料金が、
12m³を超え40m³まで1m³につき160円から210円に
40m³を超え60m³まで1m³につき120円から160円に
60m³を超え1m³につき100円から140円に

料金計算例(2か月で24m³使用の場合)

○旧料金での算定	
基本料金	1,800円
超過料金	160円×12m ³ =1,920円
合計	3,720円

○新料金での算定	
基本料金	2,200円
超過料金	210円×12m ³ =2,520円
合計	4,720円

このたびの料金改正の理由は次のとおりです。
現在の下水道使用料は、平成16年10月に新町合併時に統一制定しました。下水道特別会計(農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計を含む)は、一般会計から多額の繰入をして収支を保っています。

下水道は、処理区域内の方しか利用することができません。そのため、利用できる一部の方のために、一般会計から多額の繰入をすることは、負担の公平を欠くことになりません。なお、下水道特別会計は独立採算制(下水道特別会計の中で収支を調節すること)が原則ですが、現在、施設建設中もあり、大幅な改定は、住民生活に

及ぼす影響が極めて大きいと思われるので、改定幅は最小限に止めました。

○料金改正の時期

料金等改正の時期は、平成20年4月1日からとなりますので、6月期(2月～3月分まで)の料金については、旧料金で算定されます。

下水道による生活環境の改善、川や海等自然環境の保全のため、今後とも施設の適正な維持管理を行うとともに経費の節減に努めますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いします。

○下水道使用料の納付方法

下水道使用料は、2か月ごとに納めていただきます。(水道料の翌月が納期です。)

【例】10月・11月分の使用料は、水道料が1月、下水道使用料は、2月です。

①自主納付：納付書で、役場(総合支所・出張所)または町指定の金融機関でお支払いをお願いします。

②口座振替：町内の取扱金融機関で手続きをすると、預金口座から自動的に納付することができます。

※以前から水道料を口座振替にされている方も、下水道使用料は改めて手続きが必要です。

■手続きに必要なもの

預金通帳、届出印
口座振替依頼書記入の際は、次のことにご注意ください。

◎東和片添、安下庄地区は、公共下水道使用料を○で囲む

◎戸田、日良居、沖浦および和田地区は、農業集落排水使用料を○で囲む

◎浮島地区は、漁業集落排水使用料を○で囲む

下水道使用料等のお支払いは、納め忘れがなく便利な口座振替をお勧めします。

■問い合わせ

上下水道課 管理班
☎79-1011

柳井地域広域水道企業団 からのお知らせ

9月以降まとまった降雨がありません。

水も限りある大事な資源です。水を大切に使いましょう。



催し

平成19年度周防大島町人権教育推進大会

人権教育の啓発を目的とした標記大会を今年度も次の通り行います。

お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

■日時／1月25日(金)
午後1時30分～4時

■場所／大島文化センター

■主催／周防大島町・周防大島町教育委員会

周防大島町人権教育推進委員会

■大会内容／

○オープニング
明新小学校ユーカリバンドによる金管演奏

○人権教育啓発作品の表彰・朗読

○講演
演題 「多文化共生『新』時代 みんな地球家族！」

講師 山口県立大学 准教授 J・A・T・D・にしゃん

J・A・T・D・にしゃん

■無料送迎バスのご案内／

各地区総合センターから会場までの無料送迎バス(28人乗)を運行します。利用を希望される方は、各教育支所にお申し込みください。(定員になり次第、締め切りとなります。)

■問い合わせ／大島教育支所

☎74・5300
久賀教育支所

☎72・2271
橘教育支所

☎77・0100
社会教育課

☎78・2205

アロハ音楽祭 ～ハワイ移民記念～

ハワイ移民を多く出しカウアイ島と姉妹島交流のある周防大島をアピールし、周防大島の文化資産である「日本ハワイ移民資料館」への理解を深めていただくため、ハワイの芸術文化を盛り込んだ音楽祭を開催します。

■日時／1月27日(日)
午後1時30分～

■場所／大島文化センター

■主催／日本ハワイ移民資料館

(大島国際交流協会)

■後援

周防大島町教育委員会

■内容

ハワイアンバンド・フラダンス・町内音楽チーム等によるハワイ音楽

町内保育園によるフラチーム「大島つ子」も出演予定です

■問い合わせ／大島国際交流協会

(周防大島町商工会大島支所内)
☎74・2012

新春「いのちの落語」講演会

■日時／2月23日(土)
午後3時～4時

■場所／蒲野農村環境改善センター

■内容／笑い最高の抗がん剤

全国を笑いと笑顔でつなぐ創作落語 樋口強さん

■参加費／700円(ココカラ会員証提示で500円)

前売り券を事務局でお求めください。

■定員／200名

■問い合わせ／NPO法人ココロとカラダ 健研究会

☎080(1919)1857

おしま

警察署だより

緊急時頼れるあなたの110番

「交通事故にあった。」「ドロボーに入られた。」「事件・事故を目撃した。」などの緊急時には、あわてず、あせらず、110番してください。110番通報を受理すれば、直ちに無線で警察署やパトカー等に一齐に指令します。

○110番のポイント

☆何が？(事件？事故？)

☆いつ、どこで(時間、場所、付近の目標物は？)

☆現場の様子(けがの有無、盗まれた物は？)

☆犯人の状況(人相、服装、逃げた方向、車、徒歩、自転車？)

☆あなたの名前、住所、電話番号

などについて聞きますので、わかる範囲で答えてください。

○携帯電話での110番

運転中は、必ず安全な場所に車を停めて通報してください。また、県境付近で携帯電話から通報した場合、隣の警察につながるがあるので、市町村名と現場の分かりやすい目標(金融機関・コンビニ・ガソリンスタンド等)を確認して通報してください。

○急がない相談ごと

110番は、緊急の事件・事故のための専用ダイヤルです。急がない相談ごとは、最寄りの警察署や交番、駐在所、あるいは、#9110(警察総合相談電話)へ電話をかけてください。

安心の 警察電話 #9110
正しい110番の利用に心掛けましょう。
○お問い合わせは、大島警察署まで
☎72・0110

みんなで つくろう 安心大島

第24回 サザン・セト大島ロードレース大会

2月3日(日)午前9時〜 周防大島町陸上競技場

○招待選手

小嶋由水選手(前夜祭出席・4部10km出場予定)
バルセロナオリンピック女子マラソン代表

○道路交通規制について(ご協力をお願い)

■期日/2月3日(日)

■時間/午前9時40分〜午後1時

☆下田口から小伊保田まで国道437号線が全面通行止めとなりますのでご協力をお願いします。

☆迂回路は大規模農道(定期バス・大型観光バス・大型貨物車除く)を利用してください。

☆交通指導員、誘導員の指示にご協力をお願いします。

■問い合わせ/周防大島町総合体育館 ☎78・2512

○沿道でのご声援をお願いします。

当日は「道の駅・サザンセトとうわ」周辺で特産品・バザー等の出店もありますのでお出かけください。



スタート時刻

2 km (ファミリー)	9 : 5 0
ハーフ (高校生以上男子)	1 0 : 1 0
ハーフ (高校生以上女子)	1 0 : 1 0
10 km (高校生以上男子)	1 0 : 2 0
10 km (高校生以上女子)	1 0 : 3 0
5 km (中学生男子)	1 2 : 3 0
5 km (中学生以上女子)	1 2 : 3 0
5 km (40歳以上男子)	1 2 : 3 0



脳を鍛えて元気に暮らそう
認知症予防プログラム ただいま開催中

新年明けましておめでとございます。
今年も健康に過ごしたいものです。

さて、高齢化社会では当たり前の病気になるりつつある認知症。年をとったら仕方がないと思っていませんか。認知症は日ごろの生活習慣―食べ物に気をつけたり、運動をしたり、頭を使う生活をする等元気な時から脳の働きを高めておくことで、認知症にならずにすんだり、認知症になる時期を遅らせることができます。

○認知症予防のコツ

認知症の予防には、脳の機能をしっかりと使うことです。特に認知症になりかけの時に落ち始める脳の機能―いつ・どこで・何をしたというように過去の出来事を記憶し思い出す機能(エピソード記憶)、しながらくするというようにいろいろなこと注に注意を配る機能(注分力)、何かをする時段取りや手順を考えて行う能力(計画力)を意識して鍛えることです。また日常生活

周防大島町保健師

地 田 幸 代

(健康づくり班)

の中で、頭を使う習慣を身につけ、長く続けていくことが効果的です。

○認知症予防プログラム開催中

町では、ウォーキングや旅行・料理の活動を通して、脳の3つの機能を鍛え、認知症を予防する取り組みとして「認知症予防プログラム」を開催しています。現在自主グループを含め、8グループが予防プログラムに取り組んでいます。グループには、住民から公募し養成講座を修了した「ファシリテーター」が付き、グループ活動が円滑に進むように支援しています。プログラムでは、「ウォーキング」「今までに作ったことのない料理を考え、実際に作ってみる」「旅程を立て、実際に旅行する」等の活動を行っています。日常生活では、2日遅れの日記をつけたり、1日の行動計画をたてたり、ウォーキングしたりと楽しみながら認知症を予防しています。

町では今後もこの取り組みを広げていく予定です。

地域みんなで認知症を予防し、元気に暮らしましょう。

健康相談 カレンダー



1月			
21日(月)		5日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 育児相談〈9:30～11:30 久賀農業者健康管理センター〉 夜間指導〈18:00～20:00 竜崎温泉温水プール〉
22日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 児童巡回相談〈10:00～17:00 たちばなケアプラザ(要予約)〉 【申込先】子育て支援センターたちばな ☎77-5505 夜間指導〈18:00～20:00 竜崎温泉温水プール〉	6日(水)	
		7日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉
23日(水)		8日(金)	健康相談〈10:00～11:00 日良居公民館〉 健康相談〈12:30～14:00 情島公民館〉
24日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉 育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉	9日(土)	
25日(金)	3歳児健康診査〈受付13:00～14:00 たちばなケアプラザ〉	10日(日)	休日当番医〈嶋元医院 ☎74-2310〉
26日(土)		11日(月)	休日当番医〈山中クリニック ☎72-0152〉
27日(日)	休日当番医〈川口医院 ☎78-0306〉	12日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉
28日(月)	健康相談〈9:30～10:30 蒲野農村環境改善センター〉		
29日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉	13日(水)	育児相談〈10:00～11:00 東和総合センター〉
		14日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉
30日(水)		15日(金)	お話し会〈絵本読み聞かせ〉 〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉
31日(木)	健康相談〈10:00～11:00 久賀庁舎〉	16日(土)	
2月		17日(日)	休日当番医〈安本医院 ☎73-0822〉
1日(金)	こころの健康相談 〈10:00～12:00 久賀福祉センター(要予約)〉 【申込先】健康増進課 ☎77-5504 育児相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉	18日(月)	
2日(土)		19日(火)	健康相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉 健康相談〈10:00～11:30 たちばなケアプラザ〉 健康相談〈10:00～11:00 東和庁舎〉 夜間指導〈18:00～20:00 竜崎温泉温水プール〉
3日(日)	休日当番医〈嶋元医院 ☎74-2310〉		
4日(月)		20日(水)	育児相談〈10:00～11:00 東和総合センター〉

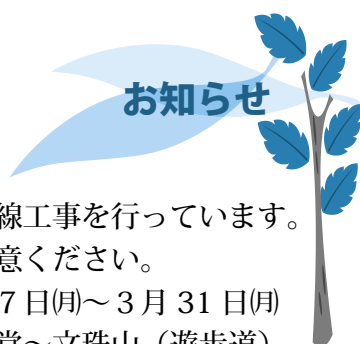
1歳6か月児健康診査のお知らせ



- ◆日時／2月22日(金) 13:30～14:00(受付時間)
- ◆場所／たちばなケアプラザ
- ◆対象者／
 - ・平成18年6月22日～平成18年8月22日生まれの者
 - ・平成20年2月22日現在、1歳6か月～2歳未満で未受診者
- ◆問い合わせ／健康増進課 ☎77-5504

PDF 版ではこのコーナーは掲載しておりませんのでご了承ください。

文珠山に
登山される方
通行注意！



防災行政無線工事を行っています。
通行にご注意ください。

- ◆期間／1月7日(月)～3月31日(月)
- ◆場所／文珠堂～文珠山(遊歩道)

今月の納税	国民健康保険税 第7期分 町県民税 第4期分 納期限 1月31日(木) 詳細は税務課へ ☎74-1008
--------------	------------------------------------------------------------------

2月の柳井健康福祉センター定例保健事業

相談内容	実施日	時間
B・C型肝炎抗体検査	2月12日(火)	10:00～11:00
骨髄バンク登録検査	2月12日(火)	9:00～10:00
乳幼児発達クリニック	2月28日(木)	13:00～16:00
エイズ抗体検査	2月12日(火)	9:00～10:00
思春期・ストレス相談	2月8日(金)	10:00～15:00
心の健康相談	2月19日(火)	13:00～14:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

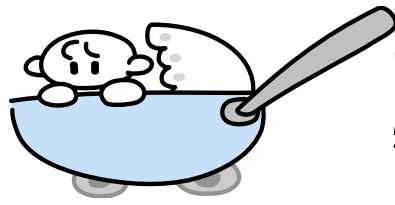
■問い合わせ／柳井健康福祉センター ☎0820(22)3631

周防大島町交通事故発生状況
(平成19年中)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
90	3	105
前年比		
+14	+1	+14

物損事故件数		
313	前年比	+2

～ゆっくり走ろう 安全大島～



すくすく赤ちゃん 集まれ!



はまおかしょうへい
濱岡 昌平くん
 平成 19 年 1 月 1 日生まれ
 (東和・船越中)



ふくもとゆうと
福本 悠斗くん
 平成 19 年 1 月 2 日生まれ
 (大島・東三浦後港)



よしむらかずま
吉村 和真くん
 平成 19 年 1 月 6 日生まれ
 (久賀・丸山)



おかひろかな
岡廣 果奈ちゃん
 平成 19 年 1 月 6 日生まれ
 (橘・真宮)

このコーナーでは、広報発行月に満1歳を迎えるお子さんを紹介しています。写真は、掲載を希望する保護者から提供していただいています。

子育て応援!



(子育て支援センターたちばな)

まず、口の中に水を含んで、飲み込まずに吐き出すことから教えます。それができるようになったら、口の中でグチュグチュと水をまわすことを教えます。グチュグチュペツができるようになったら「口に水を含んで上を向いても飲み込まない」「口の中に水を含んで上を向いて、口をあける」「ガラガラと音をたてて本物のうがいをする」に挑戦していきます。うがいや歯磨きは、健康、清潔のためだけでなく、発声・発語運動を促す上にも大切な習慣です。口の奥の方の働きを高め、構音(舌や唇を動かして音を作り出すこと)の基礎を作ります。

な ~のど~

かぜが流行する季節です。空気が乾燥していると、のどや鼻の粘膜が乾燥していると、かぜなどの感染症にかかりやすいといわれます。加湿器を上手に使って部屋の湿度を保つようにしましょう。

うがいでのどをごろごろすることは大切な衛生習慣ですが、赤ちゃんにとっても、教える大人にとってもなかなか難しいことです。できるようになるためには気長にお手本を見せること以外に方法がありません。

人の動き (1月1日現在)

人口	20,950人	(34人減)
男	9,441人	
女	11,509人	
世帯数	10,712戸	(18戸減)